

基発 0719 第 2 号  
職発 0719 第 1 号  
平成 30 年 7 月 19 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
( 公 印 省 略 )  
職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

平成 30 年 7 月豪雨による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)並びに障害者雇用納付金関係の納期限等の延長については、本日、別紙 1 のとおり、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 274 号)が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2、3 及び 4 の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

## 記

### 1 納期限等の延長等関係

#### (1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、(4)に掲げる岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域(以下「指定地域」という。)に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成 30 年 7 月 5 日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合(以下「特定事務組合」という。)又は特定事務

組合に労働保険事務を委託している事業主（以下「事業主等」という。）に係るもので、災害の発生した日（平成 30 年 7 月 5 日）から延長後の納期限までの間（以下「納期限の延長期間」という。）に納期限が到来するものであること。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 30 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

(2) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 30 年 7 月 5 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者雇用促進法第 62 条、国税通則法第 11 条）

(3) 延長後の納期限等

指定地域に係る延長後の労働保険料等の納期限及び障害者雇用納付金の納付期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(4) 指定地域

指定地域は、次に掲げる地域とすること。

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(5) 督促状の送付等

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長期間内は送付しないこと。

なお、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書及び督促状については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宛てに通知していること。

2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

指定地域外に所在地を有する事業場の事業主又は労働保険事務組合であっても、

徴収法第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法第 46 条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができること。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。

また、障害者雇用納付金に係る納付猶予措置については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

### 3 相談等に係る対応

被災に伴い、労働保険料等及び障害者雇用納付金に関する相談で来庁された方に対しては、納期限等の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明すること。なお、その際には、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、適切な対応をするように留意すること。

### 4 事業主等に対する周知

事業主等への周知を図ること。なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件

(国税庁一八)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働二七四)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(同二七五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件(同二七六)

○平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(同二七七)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(国土交通九四七)

(同九四八)

○平成三十年七月豪雨による災害に對しての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(觀光庁一九)

告 示

○国税庁告示第十八号  
国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの(その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。)で、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。  
平成三十年七月十九日  
国税庁長官心得 藤井 健志

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡欠掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大州市 西予市

○厚生労働省告示第二百七十四号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八十三号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第八十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十五号) 第八十九号(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という)第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号) 第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という) 第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の権利利益の保全等を図る法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という)第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という) 第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第三十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号) 第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という) 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百十條の規定による改正前の厚生年金特例法を含む)及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所のある所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所のある所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所地を有する事業場の事業主若しくは平成三十年七月五日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもの、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市	山口県	岩国市周東町	広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
-----	--------------------	-----	--------	-----	--

○厚生労働省告示第二百七十五号  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一 次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条の三第一項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、確定拠出年金法施行令第十一条の三第二項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

愛媛県	山口県	広島県
宇和島市 大洲市 西予市	岩国市周東町	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町

○厚生労働省告示第二百七十六号  
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月豪雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者

職 発 0 7 1 9 第 2 号  
平成 30 年 7 月 19 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

平成 30 年 7 月豪雨による被害に対する障害者雇用納付金関係の納期限等の延長については、本日、別紙 1 のとおり、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 274 号)が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 及び 3 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

## 記

### 1 納付期限の延長等関係

#### (1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。)は、(3)に掲げる岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域(以下「指定地域」という。)に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日(平成 30 年 7 月 5 日)から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。(障害者雇用促進法第 62 条、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 11 条)

#### (2) 延長後の納付期限

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から 2 ヶ月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

## (3) 指定地域

指定地域は、次に掲げる地域とすること。

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市、西予市

## (4) 督促状の送付等

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、災害の発生した日の前日までに納付すべき障害者雇用納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配付するなどにより事業主への周知を図ること。

加えて、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該障害者雇用納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」（別紙2）を同封して送付すること。

## 2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事業所の所在地を有する事業主であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する納付期限について、事業主の申請に基づき、当該納付金の納付を1年以内に限り猶予することができること。（障害者雇用促進法第62条、国税通則法第46条第1項）

なお、「相当な損失」とは、納付者の全財産の価格に占める平成30年7月豪雨の被災による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合をいうこと。また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの（見舞金を除く。）により補填された又は補填されるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

## 3 相談等に係る対応

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件

(国税庁一八)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働二七四)

(岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(同二七五))

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件(同二七六)

(平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(同二七七))

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(同九四八)

○平成三十年七月豪雨による災害に對しての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(觀光庁一九)

告 示

○国税庁告示第十八号  
国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの(その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。)で、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。  
平成三十年七月十九日  
国税庁長官心得 藤井 健志

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡欠掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大州市 西予市

○厚生労働省告示第二百七十四号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八十三号、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第八十九号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第九十五号) 第八十九号(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例法」という)第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号) 第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という) 第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下「整備法」という)第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という) 第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む)の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第三十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号) 第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という) 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百十條の規定による改正前の厚生年金特例法を含む)及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所のある所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所のある所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所を有する事業主若しくは平成三十年七月五日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市	山口県	岩国市周東町	広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
-----	--------------------	-----	--------	-----	--

○厚生労働省告示第二百七十五号  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一 次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条の三第一項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、確定拠出年金法施行令第十一条の三第二項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第十六条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市	山口県	岩国市周東町	広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
-----	--------------------	-----	--------	-----	--

○厚生労働省告示第二百七十六号  
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月豪雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者

## 事業主の皆様へ

## 障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

## 1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

平成 30 年 7 月豪雨による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

## ① 次の地域に主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの

岡山県 岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

山口県 岩国市周東町

愛媛県 宇和島市、大洲市、西予市

② 平成 30 年 7 月 5 日以降に納付期限が到来するもの  
(督促状の指定期限が平成 30 年 7 月 5 日以降である場合を含みます。)

## 2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から 2 ヶ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成 30 年 月 日

## 【お問い合わせ先】

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇